

第5回 青森県シニアサッカーリーグ実施要項（平成29年度）

- 1 目的 青森県内のシニアサッカー人口の拡大、地域間交流、地域スポーツの振興、シニア年代の健康づくりを目的とする。
- 2 主催 一般社団法人 青森県サッカー協会（以下「県協会」と称す。）
- 3 主管 （一社）青森県サッカー協会シニア委員会 県内市町サッカー協会
- 4 期日・場所 平成29年6月～11月まで ※市町村のイベントに配慮し組合せを行う基本的に日曜日・祝日など休日に開催する。
会場；青森市みちぎんドリームスタジアム（青森市スポーツ会館）、青森市スポーツ公園サッカー場
弘前市運動公園球技場（人工芝）、八戸市多賀多目的グラウンド（人工芝）
五戸町ひばりの運動公園陸上競技場・サッカー場、七戸町総合運動公園（多目的芝）
ほか

※ 参加チーム数により、会場、日程を決定する。

5 参加資格

- (1) 年齢基準日は平成29年4月1日とする。
- (2) 本大会に参加を希望し、次の年齢で構成するチーム
 - ① 40歳の部 年齢基準日に40歳以上の選手で構成するチーム
 - ② 50歳の部 年齢基準日に50歳以上の選手で構成するチーム
 - ③ 60歳の部 年齢基準日に60歳以上の選手で構成するチーム
 - ④ 35歳の部 年齢基準日に35歳以上の選手で構成するチーム
- (3) 上記①～③とも基準年齢より2歳下まで3人まで出場できるものとし、年齢基準を満たすものが常時8人以上出場していることとする。
- (4) 実施年度（公財）日本サッカー協会に登録された選手とする。
但し、35歳の部については、未登録選手の参加も可とする。
- (5) 選手は傷害保険に加入すること

6 チーム編成及び登録

- (1) 1チームに登録できる人数に制限はない。
- (2) 年齢基準を満たしている選手は、2重登録（例：50歳以上の部登録の選手が40歳の部への出場）を可能とする。

7 競技方法

- (1) 競技は各部1回総当りリーグ戦（但し、参加が3チームに満たない場合は交流戦とする。）を原則とし、総合勝ち点で順位を決定する。勝ち点と同じ場合は得失点差、得失点差が同じ場合は総得点の多い順とする。
- (2) 競技は11人制とし、うち1名はゴールキーパーとする。試合は8人以上で成立する。
- (3) 1試合に登録できる選手は25人以内とする。
- (4) 監督は選手を兼ねることができる。
- (5) 勝ち点は3点、引き分けは1点、負けは0点とする。
- (6) 競技時間は、35歳の部と40歳の部を25分－5分－25分、50歳の部と60歳の部を20分－5分－20分とする。
- (7) 選手交代は何回でも可能とする。

8 負担金 1チーム18,000円（参加チーム数で増減変更あり）

9 審判割当 主審及び線審は帯同とすることができる。但し、対戦するチーム以外から選任すること。

10 競技規則 今年度の（公財）日本サッカー協会の競技規則による。

11 表彰 各部の優勝チームには、賞状を授与する。

12 その他、競技・運営についての詳細は別に運営細則で定める。

青森県シニアサッカーリーグ運営細則（2017年度）

1. 加盟・脱退・参加申し込み

- (1) 加盟、脱退は委員長宛に書面を提出する。
- (2) 上記の書面には、チーム名、連絡責任者の氏名、住所、チーム構成（選手名、年齢等）を記載すること。
- (3) 所定の「参加申込書」に必要事項を記載の上、提出すること。

2. 開会等

- (1) 開会式は、第1戦目の最初の試合に委員長（又は代理）が出席して開会宣言する。ただし、この場合他の参加全チームが出席する必要はない。
- (2) 閉会式は、リーグの最後の試合に委員長（又は代理）が出席して行う。

3. 試合の成立

- (1) 試合は8名以上で成立する。
- (2) 年齢基準に違反して出場していることが発覚した場合は、違反したチームは不戦敗（没収試合）として扱う。この場合相手に勝ち点のみで得失点は付かない。没収となったチームはその時点までの成績に関わらず最下位とする。
- (3) 天候不順による順延、会場の確保困難等、大会期間中にどうしても日程調整がつかなかった場合は未消化試合とする。この場合勝ち点並びに得失点もカウントされない。
- (4) 試合日程が決定した後、当事者のどちらかの一方的な都合（選手が確保できない等）により試合ができなかった場合は、原因のあったチームの棄権試合とする。この場合、棄権したチームは不戦敗として扱い、相手側に勝ち点を与え、スコアは5対0とする。

4. 試合

- (1) 試合メンバー表及び交代用紙の提出は不要とする。
- (2) 選手の交代は、アウトオブプレー時に「自由な交代」とする。（一度退いた競技者も再び出場でき、何回でも交代可能とする。）
- (3) ユニホームの正式な着用をすること。
- (4) ユニホームは正副を所有することとし、色の選定は双方で協議するが、原則としてホームチームが優先とする。
- (5) 年齢により制限される選手は、ユニホームと違う色の腕章など（布でもOK）を左右どちらかの上腕に明示して出場すること。
- (6) 年齢により制限される選手の出場は常時3名以内とする。
- (7) 試合球はチーム持ち寄りとする。
- (8) 50歳以上は軽量球を使用する。

5. 試合時間等

- (1) 試合時間は実施要項のとおりで、延長は行わない。
- (2) ハーフタイムは5分とし、アディショナルタイムはできる限り取らないこととする。

(3) 試合時間内で決着がつかない場合引き分けとし、PK戦は行わない。

6. 審判

(1) 主審及び副審ともに有資格者が行う。もし、3名の有資格者がそろわない場合は、最低でも主審は有資格者が行うこと。

(2) 審判の服装は、主審、副審共に正スタイルで行うこと。

(3) 安全第一を基本にレフェリングすること。

(4) 試合前に装身具などの着用チェックを行うこと。

7. 試合日程及び試合会場決定・試合結果の報告

(1) 県シニア委員長が参加する市町村協会のシニア委員長から会場と日程を聴取する。また、市町村イベント日・上位の大会日などをヒアリングし、対戦日程・会場を決定する。

やむを得ない理由による対戦延期はシニア委員長の承認を得ること。この場合、対戦する双方のチームが会場を調達し、会場費用などを負担すること。

(2) 試合結果は、県シニア委員長に報告する。

8. 試合運営と経費

(1) 試合の運営は、原則としてホームのチームが行う。

組合せ表・タイムスケジュール表の作成は、シニア委員会委員によるローテーションにより担当を決めて行う。指定する様式にて作成し、県シニア委員長に提出すること。

(2) 運営経費（会場費・審判費・スタッフ日当・事務管理費など）は、県シニア委員長が収支予算（開催地協会別支出予算）を立て、シニア委員会にて決定する。

但し、収入・支出（例：参加チーム数増減、会場数増減など）に大きな増減が発生する場合は、シニア委員会にて予算の見直しを行う。（チーム数により参加料の増減がある）

(3) 審判は帯同とする。帯同審判を準備できず、大会本部に依頼する場合は、1試合につき主審は2,000円、副審は1,000円を大会本部に依頼料として支払うこと。

第4の審判は置かない。（大会本部スタッフが選手交代を対応する）

(4) 開催地協会のシニア委員長は、県協会会計基準に従い、収支報告、支出明細、領収書原本を県シニア委員長に提出し、残金の清算をすること。

9. その他

この細則に定めのない事項については、シニア委員会が決定する。